

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札（政府調達対象外）に付します。

平成 24 年 8 月 1 日

分任支出負担行為担当官
沖縄総合事務局
伊江農業水利事業所長 藤田 博文

1 工事概要

- (1) 工 事 名 平成 24 年度 伊江農業水利事業
西幹線用水路（その 5）工事
- (2) 工事場所 沖縄県国頭郡伊江村字西江前地内
- (3) 工事内容 本工事は、国営伊江土地改良事業計画に基づき、西幹線用水路を建設するものである。
管水路工 VPφ300mm L=580.3m
VPφ150mm L=142.6m
付帯工 1 式
- (4) 工 期 平成 24 年 10 月～平成 25 年 2 月 150 日間
- (5) 使用する主要な資機材 硬質塩化ビニル管（VP）、砂、粒度調整砕石、アスファルト
- (6) 本工事は、提出された技術資料に基づき、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易 I 型）のうち品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。また、品質・安全等の確保がされないおそれのある極端な低価格での調達を見込んでないかなどを厳格に調査する特別重点調査の試行工事である。
- (7) 本工事は、複数の者による適正な競争性を確保するため、参加資格確認申請書の提出期限をもって応募者が 2 者未満であった場合、以降の入札手続きを中止する措置を試行する工事である。
- (8) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後 VE 方式の対象工事である。
- (9) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。
- (10) 本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出、受領に係わる確認及び入札について、原則として電子入札システムにより行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたい場合は、紙入札方式の承諾に関する承諾願を提出し承諾を得た者は紙入札方式で行うことができる。

2 競争参加資格

次に掲げる条件を満たしていること。

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 沖縄総合事務局における「農林土木工事」に係る平成 23・24 年度一般競争（指名競争）参加資格を付与されている有資格者のうち、農林土木工事「B 等級」又は「C 等級」に認定されている者であること。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき

再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。

- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、上記（３）の再認定を受けた者を除く。
- (5) 施工実績
 - ① 平成９年４月１日以降（過去１５年間）に元請として完成・引渡しが完了した②の同種工事の施工実績を有すること（共同企業体としての施工実績は、２社の場合出資比率が３０％以上、３社の場合２０％以上の場合のものに限る。）。
なお、当該実績が沖縄総合事務局（農林水産部）の発注した工事である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が入札説明書に示す点数未満のものは、施工実績として認めないものとする。
 - ② 同種工事とは、「口径１００mm以上の硬質塩化ビニル管又は同等以上の硬質な管による延長２００m以上の管水路工事」である。
- (6) 配置予定技術者の状況
次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。
 - ① ２級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。
 - ア １級土木施工管理技士、又は１級若しくは２級建設機械施工技士の資格を有する者。
 - イ 技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）又は、林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）の資格を有する者。
 - ② 上記（５）に掲げる同種工事の経験を有する者であり、かつ、実績工事の全実施期間に従事していた者であること。ただし、全実施期間に従事していなかった場合であっても、入札説明書に示す場合に限りこれを認める。
 - ③ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。
- (7) 施工計画が適切であること。
施工計画の提出にあたっては、入札説明書に示す全ての条件を満足し、内容が適正であること。
- (8) 申請書及び資料の提出期限の日から開札時までの期間に、「沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 上記１の（１）に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本もしくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (10) 「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」（平成１９年１２月７日付１９経１３１４号大臣官房経理課長通知）及び「内閣及び内閣府所管に係る発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成２２年３月３１日付け府会第３８７号内閣府大臣官房会計課長通知）」に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事及び内閣府所管に係る発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (12) 伊江村内に本支店、営業所があること。

３ 総合評価落札方式に関する事項

(１) 評価項目

- ① 施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）
- ② 企業評価
- ③ 技術者評価
- ④ 施工計画

(２) 総合評価の方法

- ① 「標準点」を１００点とし、「施工体制評価点」の最高点を３０点、「加算点」の最高点を３０点とする。

持参により提出すること。郵送又はFAXによるものは受け付けない。

- ④ 紙入札参加承諾願の提出期間及び場所は上記①、②と同じ
- (4) 入札、開札の日時、場所及び提出方法
電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参すること。
 - ① 提出期間 平成24年9月18日から平成24年9月20日までの行政機関の休日を除く毎日、午前9時から午後4時まで。ただし、平成24年9月20日は午後4時まで。
 - ② 提出場所 上記(1)に同じ
 - ③ 開 札 平成24年9月21日 午前10時
沖縄総合事務局伊江農業水利事業所 会議室
 - ④ 紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、分任支出負担行為担当官により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。
- (5) 入札説明書に対する質問
入札説明書に対する質問がある場合は、電子入札システムにより提出すること。なお、書面(様式は自由)により提出する場合は、上記(1)に連絡すること。
 - ① 提出期間 平成24年8月1日から平成24年9月11日までの行政機関の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。
 - ② 提出場所 上記(1)に同じ。
 - ③ そ の 他 書面は電子入札システム、持参、又は郵送(書留郵便に限る。提出期限内必着とする。)することにより提出するものとし、FAXによるものは受け付けない。
- (6) 上記(5)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。
 - ① 閲覧期間 平成24年8月1日から平成24年9月21日までの行政機関の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。
 - ② 閲覧場所 上記(1)に同じ。

5 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ① 入札保証金 免除する。
 - ② 契約保証金 納付(保管金の取扱店 日本銀行名護代理店)。ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金の納付に代えることができる。
 - ア 利付国債の提供(保管有価証券の取扱店 日本銀行名護代理店)。
 - イ 金融機関若しくは保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証(取扱官庁 沖縄総合事務局伊江農業水利事業所)。また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。
- (3) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者の入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 配置予定監理技術者等の確認
落札者決定後、CORINS等により配置予定監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定監理技術者等の変更は認められない。
- (5) 手続における交渉の有無 無。
- (6) 契約書作成の要否 要。
- (7) 違約金
 - ① 受注者が次に掲げるいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額(本契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額)の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - ア 公正取引委員会が、受注者に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

- (昭和22年法律第54号。以下、「独占禁止法」という。)第7条又は第8条の2(独占禁止法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき又は独占禁止法第66条第4項の規定による審決において、独占禁止法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。
- イ 公正取引委員会が、受注者に対して独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む)の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は独占禁止法第66条第4項の規定による審決において、独占禁止法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。
- ウ 公正取引委員会が、受注者に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- エ 受注者が刑法(明治40年法律第45号)第96条の3若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項もしくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- ②上記①のエに規定する場合に該当し、かつ、次の各号に掲げるいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、上記①に規定する請負代金額の10分の1に相当する額のほか、請負代金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- ア 上記①のイに規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第6項の規定の適用があるとき。
- イ 上記①のエに規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- ウ 受注者が発注者に入札心得第4条の3(公正な入札の確保)の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- ③受注者が上記①及び②の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。
- (8) 予決令第86条に規定する調査を受けた者との契約に係る契約保証金の額は10分の3以上とし、前金払の金額は、請負代金額の10分の2以内とする。
- (9) 契約後VE提案について
- 契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係わる設計図書の変更について、発注者に提案することができる。この提案が適正と認められた場合は、設計図書を変更し、必要があると認められた場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細については特別仕様書による。
- (10) 施工体制確認のためのヒアリングを実施するとともに、その際、追加資料の提出を求めることがある。
- (11) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4の(1)に同じ。
- (12) 一般競争参加資格の確認を受けていない者の参加
- 上記2の(3)に掲げる一般競争参加資格の確認を受けていない者も、上記4の(3)により申請書、資料及び入札時の施工計画を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時までに、当該資格の確認を受け、かつ、競争参加資格の認定を受けていなければならない。
- (13) 電子入札について
- ① 電子入札システムによる手続き開始後に、紙入札方式への途中変更は原則的に行わないものとするが、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札方式に変更するものとする。
- ② 電子入札システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合がある。
- 電子入札システムに係わる運用については、「沖縄総合事務局総務部電子入札運用基準」による。
- (14) 低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について
- 開札の結果、予決令第86条に規定する調査(以下、「低入札価格調査」という。)の対象

工事となった場合は、「低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について」（平成18年4月25日付け18農振第177号農村振興局整備部長通知）に基づき、次のとおり低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策を実施する。

監督体制の強化等

① 施工体制の点検

施工体制台帳提出時に施工体制の確保を図るため、主として、一般管理費、現場管理費の構成項目の内訳費用の詳細について提出を要請し、施工体制確認の追加資料との整合を確認する場合がある。さらに、「施工段階における確認マニュアル（一部改正）」（平成18年3月31日付け農村振興局設計課施工企画調整室長事務連絡）等に基づき、重点的な工事監督を実施する。なお、事前通告をしないで点検することがある。

② 下請け契約状況の調査

低入札価格調査ヒアリング時に下請契約計画書を提出し、施工体制確認のための追加資料との整合を確認し、その後契約内容の詳細について提出を求める場合がある。なお、事前通告をしないで点検することがある。

③ 受注者側技術者の増員について

専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事が低入札価格調査対象工事となった場合、受注者は沖縄総合事務局管内（農林水産部発注工事）において、本入札公告を行った日から過去2年以内に完成した工事、あるいは契約時点で施工中の工事に関して、以下のいずれかの要件に該当するときは、主任（監理）技術者と同等の要件を満たす別の技術者1名を専任で現場に配置させることとし、低入札調査資料提出時点で追加する配置予定技術者の資格等確認資料を併せて提出すること。なお、当該資料の提出がなかった場合は、落札決定しない場合がある。

ア 工事成績70点未満の評定を通知された者

イ 発注者から施工中又は施工後において、工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を求められた者。ただし、軽微な手直し等は除く。

ウ 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は部局長もしくは監督職員から書面による警告もしくは注意の喚起を受けた者。

エ 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者。

(15) 低入札価格調査対象工事に係る対策について

① 次に示す段階において、監督職員が文書により受注者に不備の指摘及び改善を指示した場合、その回数に応じ以下の対策を講ずる。

ア 施工確認段階

イ 施工体制点検段階（施工体制確認のための追加資料との整合確認を含む）

ウ 下請け契約状況調査（施工体制確認のための追加資料との整合確認を含む）

② 上記①に示す文書指示を受けた場合、以降の1年間において沖縄総合事務局管内（農林水産部発注工事）の別の新規工事における総合評価落札方式の評価点等を次のとおり減点する。

総合評価落札方式の場合

1年間にわたり、当該企業の総合評価方式による加算点を50%マイナスする。

③ 上記①に示す文書指示の回数が2回に達した場合、対象工事が完成検査に合格し完了するまでの間（対象工事が2箇年以上にまたがる工事については、文書指示が2回累積した日から1年間を限度とし、その後、再度文書による改善指示を行った場合にはその時点で、同様の措置を改めて講ずる。）、沖縄総合事務局管内（農林水産部発注工事）の別の新規工事における入札参加制限を講ずる。

④ 本工事の工事成績が65点未満の場合、評定通知日から1年間、上記②と同様の措置を講ずる。

(16) 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(17) 分任支出負担行為担当官は、提出された申請書及び資料を競争参加資格の確認以外に無断で使用しない。

(18) 提出された申請書及び資料は、返却しない。

(19) 詳細は入札説明書による。